

## 川越市・新火葬場建設計画公聴会

川合市長は雲隠れ?! 市の強硬姿勢に微塵も見られない「市民との対話」  
公述人の「たった1分の質問」すら「ルール違反」と一蹴する川越市よ  
先に「ルール（公約）を破った」のは、一体どちらなのか??

(2012年7月23日)

さる23日午後2時、川越市役所7AB会議室にて「新しい火葬場に関する都市計画の構想案の公聴会」が開催された。公述人は5名（うち2名は代読公述）。市側の出席者は、国土交通省出向職員の議長をはじめ約10名の事務局職員。

川合市長の姿はなかった。

あらかじめ用意された傍聴席はほぼ満席。市側が急遽、椅子を増やす一面も。猛暑にもかかわらず高齢者の姿が目立ち、この問題に関する広範な市民の関心をうかがわせた。

公述人はM氏、H氏、A1氏、A2氏、M氏夫人（個人情報保護のため略称）。このうちA2氏とM氏夫人は不在のため代読による公述となった。各公述人につき割り当てられた公述時間は10分。以下は各公述人の公述内容の抜粋である。

## ◇M氏：

川越市が「第三次川越市総合計画(H23～H27)」策定に際し、市民3000人から採取したアンケートがある。市が59の施策をあげ、市民にとっての「重要度」と施策の取り組みに対する「満足度」を調査

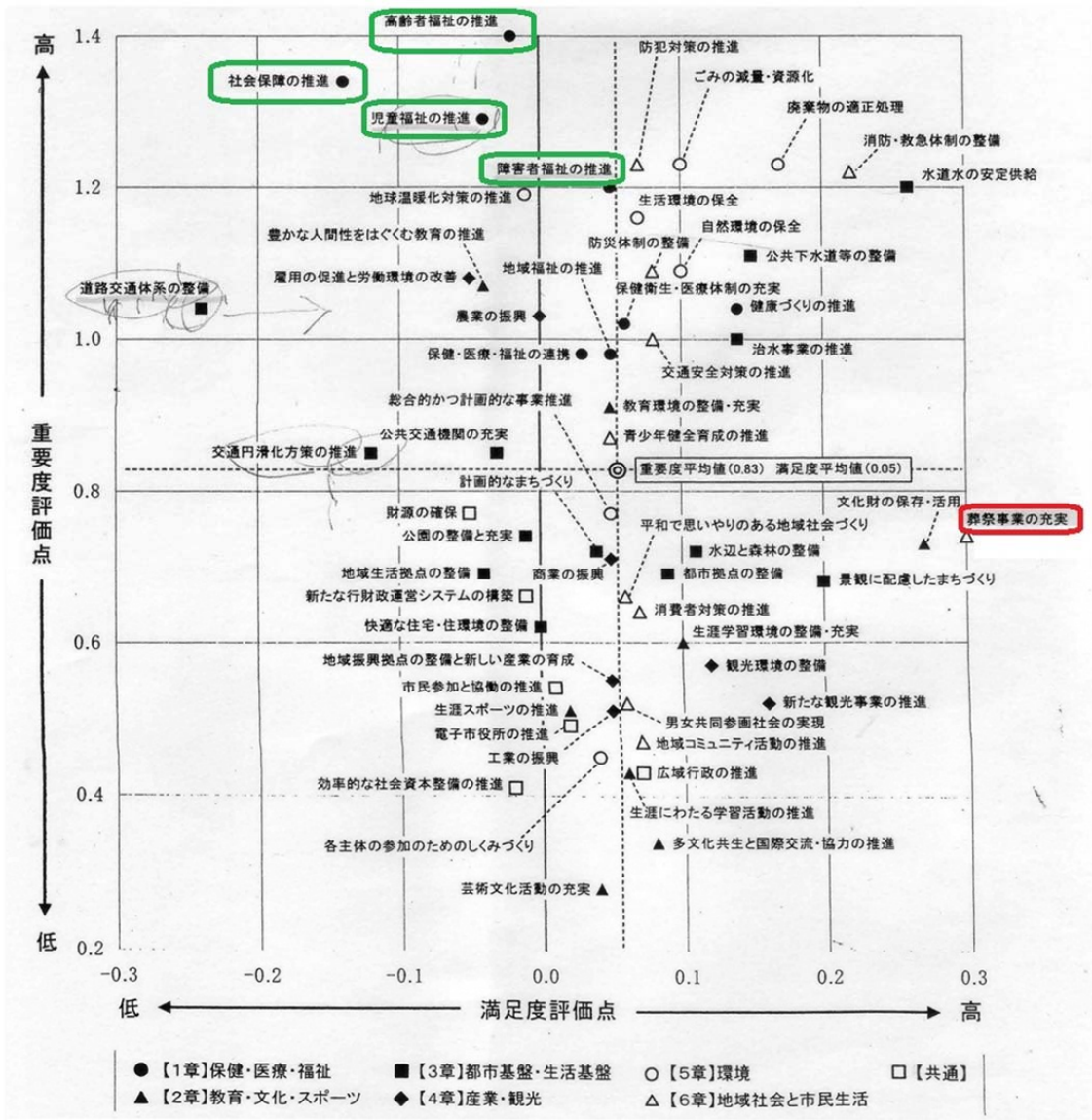
したもの。この資料よれば現状の火葬場に対する川越市民の満足度評価は最高点であり、かつ重要度評価は中程度という結果が示されている。いっぽう満足度評価が中以下、重要度評価がトップに示されているのが、高齢者・児童・障害者への福祉である。

「満足度低・重要度トップ」の福祉政策をおざなりにし、地域住民との公約を破ってまで「満足度トップ・重要度中」の葬祭事業（新斎場建設）を強行することは断じて許されるものではない。

（このM氏の公述内容は、ラストの公述人であるM氏夫人の公述内容に引き継がれる）

また、現在の予定地外周は大字八反田809-1の分筆がM氏の境界立ち会いの合意がなければできないため、そこで口が開いてしまい予定地の求積ができず農地転用等、その後の手続きが進まない可能性が濃厚なこと。

更に、M氏所有の土地と市の道路・水路との境界測量には、決して応じないことなどの説明があった。



川越市が市民 3000 人から得た「施策の重要度」と「現在の満足度」評価データの分布図。葬祭事業への満足度は最高値を示しており、重要度は中程度。いっぽう最重要であるにもかかわらず満足度が中以下のものに高齢者・児童・障害者福祉を含む社会福祉事業が軒並み連なっている。

◇H氏：

「やすらぎのさと」近隣には火葬場は持ってこない、という約定はもちろん、「やすらぎのさと」建設に際し市側が約束した、目隠しのための植樹や公園の設

置なども、これまでまったく履行されていない。

市長はH氏ら地権者と会見した際、公約違反について次のように言い放った。

「舟橋市長との約束は10年前のこと。  
**私の信条としては、約束は守らなくてもよいこともある**」

H氏らが川越市の市民聖苑建設計画を知ったのは、小仙波に移り住んでわずか6ヶ月後。あまりに酷い話ではないか。

**◇A1氏：**

そもそも火葬場建設において「利便性」ばかりを強調するのはいかがなものか。

「利便性」が葬儀場と火葬場が隣接していることを指すのであれば、それはベルトコンベアー方式よろしく、スムーズな遺体処理をすなわち「利便性」と称していることに他ならない。葬祭事業が市民サービスの一環であるならば、遺体処理の迅速さとは異なる、葬儀参列者らの心情をも考慮すべき。

**◇A2氏（代読公述）：**

火葬場の需要が増している、という論法で話をごまかすな。ほかの場所に引越しが可能であれば公約違反に悩まされることはなかった。だれが火葬場・葬儀場近隣にマイホームを建てるものか。まるで我々が何か罪を犯し、川越市から罰則としてこの場所に暮らすよう言われているかのように非常に腹が立つ。市側からは「何とか同意してほしい」という以外の説明を何一つ得ていない。

**◇M氏夫人（代読公述）：**

市が一方的に「火葬場建設予定地」と主張するM氏所有の土地には、M氏夫妻による障害児サポート施設の建設計画がある。これはM氏が先述した「第三次川

越市総合計画」アンケートのなかで満足度が低く、重要度が最も高いものの一つ。M夫妻はこの障害児福祉施設を、市に頼らず自費で建設し運営しようと計画してきた。最重要の福祉事業をないがしろにし、公約を破ってまでM夫妻の計画を踏みにじり、M夫妻の土地に火葬場建設を強行しようとしている市の方針を絶対に許すことはできず、用地買収に関するいかなる交渉にも応じる意思はない。

公聴会に際しては、公述人はあらかじめ公述内容を記した上で、市に公述の申出を行わなければならない。また公述希望者が多いときには、市側が公述人を選定する。

「火葬場建設は急務」という一部の声とは大きく異なり、この日の公述内容はすべてが新斎場建設計画に強い反対の意を示すものであった。これは計画に賛成する公述の申出がまったくなかったことを強く窺わせる。たとえ公述希望者が多かったにせよ、計画を推進する市側が、「賛成」の公述人を「選定しなかった」とは考えにくいからだ。

このことは同時に、M氏の公述にあった「第三次川越市総合計画(H23～H27)」アンケートの内容、すなわち葬祭事業に対する市民の満足度評価は59の施策のなかで最高であり、重要度評価は中程度、という結果とも整合性がある。要するに市の葬祭事業に対し、一般の川越市民は「(待ち時間の問題等から)新たな火葬場があればあるに超したことはないけれども、すでに立派な葬祭会館があるので、

火葬場についてはおおむね満足」ということなのだ。

H氏の公述にある、川合市長の発言は衝撃的だ。「舟橋市長との約束は10年前のこと。私の信条としては、約束は守らなくてもよいこともある」…。こんな言葉を、本来なら頭を下げて交渉しなければならない地権者らに言い放つのが、川合善明川越市長なのだ。

約束と「一時的な方針」とはまったく異なる。約束は約束。市長が替わろうとも「行政の継続性」は担保されなければならない。「行政の継続性が前例踏襲の硬直を産む」という意見もあろう。だが、新斎場建設予定地の強行決定とは、断じて「行政システムの硬直に対する改革」なのではない。近隣住民には内緒のまま、情報開示どころか秘密裡に進められてきた、市民に対する最も卑怯な裏切り行為である。

公約違反に対する謝罪どころか「約束は守らなくてもいいこともある」と放言して憚らない当の川合市長、今回の公聴会には出席していない。この日(23日)の市長には重要な予定がまったくなかったにもかかわらず、である。おそらくは市長室に隠れつつ、公聴会の様子を、音声を通じてこっそり聞いていたのであろうか。

「年寄りがこの暑い中をわざわざ来たんだ。どうして市長は出てこないのか。一言の挨拶もできないというのか」…。

ある高齢の傍聴者は怒りをあらわにしていた。

## 「わずか1分の質問」も許さない 市の「対決姿勢」

公述が終了したとき、ちょっとしたハプニングが起きた。

A2氏の公述内容を代読したH氏、割り当ての10分以内に代読が終わったため「1分だけ、市職員の皆さんに質問してもいいでしょうか。市から配布された資料に関する質問です。せつかくここに市職員も市民も集まっているのですから、1分だけ時間をもらえませんか」と、市職員席に向かって丁寧に申し出た。

ところが事務局席のある職員はH氏の申し出を一蹴。「公聴会のルールですから、公述人は公述内容以外の発言はできません」と、重ねてお願いするH氏の口を封じた。

物事の進め方に原則・規則が存在し、公聴会もまた規則に従って進行しなければならないことなど、市民は百も承知である。H氏とて、わかった上でお願いしていたのだ。猛暑の中、川越市役所7AB会議室に集まったのは、市の公約違反に強い危機意識を持つ人々であり、生身の人間であり、その多くは高齢者だ。「わずか1分の質問」のために、別途の意見交換会を設ける必要もないはずだ。



公述希望者に公述内容をあらかじめ提出させ、つまりはスクリーニングしたうえで、公述人には与えた10分の時間内で、その内容のみを話させ、一切の質疑を認めないというのであれば、公述人は単なるスピーチ機械と変わらない。そして川越市が開いた公聴会とは、このスピーチ機械の動作を適宜処理するフローチャート以外を許さない、何とも冷淡かつ内容のないものであった。

そこには「市民との対話」という姿勢は、ない。血の通った雰囲気もない。市民発言者を機械的に管理する、いわば対決姿勢を露骨に示したのが、川越市側であった。

H氏が求めたのは、わずか1分の、市への質問だけだった。もしそれを許した

ならば、市職員には「ルール違反の黙認」により、責任問題が生じるのかもしれない。換言すれば、1分だけのルール破りで何らかの責任を問われようとも、暑い中をわざわざ集まってくれた高齢者たちに配慮しようとする、たったそれだけのちっぽけな勇気を持った職員すら、議長・事務局をはじめ川越市側には1人もいなかった、ということだ。

あるいは、市長室で様子を窺う川合市長が、それほど恐いのか。

「ルールですから」を執拗に繰り返した川越市。では、「『やすらぎのさと近隣には火葬場を建てない』というルール、市と近隣住民とに長年交わされてきた約束を、最初に破ったのは一体どちらなのか。■